

令和7年度公募 助成金申込要領

1. 助成の趣旨

一般財団法人 永井知覚科学振興財団は、人間の五感に代表される「知覚」に関する科学技術及びそれを用いた工業技術の研究・開発に対する助成、人材の育成等を行うことにより、新潟県における社会基盤の整備はもとより、人間によりよい製品・サービスを生み出す産業に寄与することを目的として設立されました。

当財団では、助成の候補を広く公募し、審査選考して優れたものに助成いたしますので、意欲的な研究者等のお申し込みを期待します。

尚、提出に必要な書類、様式は財団ホームページ公募欄よりダウンロードしてご利用するか直接下記事務局に問合せ下さい。

2. 助成の対象

(1) 研究開発助成

ア. 助成対象

大学等において、人間の五感に代表される知覚に関する科学技術及びそれを用いた工業技術の研究・開発を行う個人及び団体。

(注記)

大学等とは、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、大学付属研究所、大学共同利用機関、国公立研究機関等をいう。

イ. 助成金額及び件数

1件につき85万円で30件に助成

ウ. 申込締切日

令和7年5月9日(金)

エ. 交付条件

①研究開発助成申請書を提出して下さい。【様式—1】 (2ページあります)

②研究開発助成候補推薦書(注記)を提出して下さい。【様式—2】

③終了後、研究成果報告書を提出して下さい。(1年以上の場合は中間報告要)【様式—6】

(注記)

推薦者は、大学院、大学、短期大学の学部においては研究科長または学部長以上、研究所においては研究所長、高等専門学校においては校長とする。

(2) 知識普及・啓発活動助成

ア. 助成対象

大学等において、人間の五感に代表される知覚に関する科学技術及びそれを用いた工業技術の啓発、知識普及、記録、展示、研修、情報提供等の事業を行う個人及び団体。

イ. 助成金額及び件数

1件につき30万円で8件に助成

ウ. 申込締切日

令和7年5月9日(金)

エ. 交付条件

- ①知識普及・啓発活動助成申請書を提出して下さい。【様式—3】
- ②終了後、知識普及・啓発活動成果報告書を提出して下さい。【様式—7】

(3) 奨学金給付

ア. 給付対象

新潟県内の大学等に在籍し、人間の五感に代表される知覚に関する科学技術及びそれを用いた工業技術を専攻する学生

イ. 奨学金及び件数

1件につき30万円で36件に給付

ウ. 申込締切日

令和7年5月9日(金)

エ. 給付条件

- ①奨学金給付申請書を提出して下さい。【様式—4】
- ②奨学金給付候補推薦書(注記)を提出して下さい。【様式—5】
- ③終了後、感想文を提出して下さい。【様式—8】

(注記)

推薦者は、大学院及び大学においては研究科長または学部長以上、高専においては校長とする。

3. 申込方法

申請書に必要事項を記入の上、財団事務局まで送付願います。

- (1) 研究開発助成<1件85万円>……申請書のほかに推薦書も提出して下さい。
- (2) 知識普及・啓発活動助成<1件30万円>……申請書を提出して下さい。
- (3) 奨学金給付<1件30万円>……申請書のほかに推薦書も提出して下さい。

(申請書、推薦書は財団のHPよりダウンロードできます)

URL <https://nagaichikakukagaku.jp/>

4. 選考方法

当財団の選考委員会において厳正かつ公正な選考を行い、結果は、申請者全員に通知いたします。
(6月中旬以降 結果通知、7月下旬以降 助成金・奨学金交付予定)

選考委員は、新潟県内の大学、公的研究機関の方々を中心に構成されています。
尚、場合によっては、申請の内容について、具体的にお伺いすることがあります。

選考は当財団の設立の趣旨と合致し、

- ・ 研究・開発の内容が基礎的であり、発展性が見込まれるもの
- ・ 研究・開発の内容が応用分野に及び、近く実用化が見込まれるもの
- ・ 研究計画、研究手法等が独創的・意欲的であるもの
- ・ 研究・開発の遂行に当財団の助成金が真に有意義な資金となるもの
- ・ 知識普及・啓発活動においては、不特定多数の人達がこれらを聴講することにより、知覚に関する科学技術及びそれを用いた工業技術の知識を向上することが見込まれ、当財団の助成金が真に有意義な資金となるもの

等の点を考慮し、総合的に評価します。

5. 申請書送付先 (問い合わせ先)

〒940-0032

新潟県長岡市干場2丁目2番-27号 アクアポリス長岡105号室

一般財団法人 永井知覚科学振興財団

TEL 0258-77-4109

E-mail : nagai.chikaku@nct9.ne.jp

問い合わせについては、できるだけE-mailでお願い致します。

6. その他

- (1) 試験研究の報告書については、当財団の事業報告書等に記載させていただくことがあります。
尚、個人情報保護法に基づき、上記目的以外の個人情報は、これを厳守致します。
- (2) 各種助成金は、目的達成のため最も有効にご活用願います。尚、使途については成果報告書に記載しご提出いただきます。(領収書等の添付は不要です。)
- (3) 各種助成の対象となっている、研究開発・知識普及・啓発等が受給対象年度内で完了せず、翌年以降も継続される場合は、事前に事務局まで連絡ください。
- (4) 当財団主催の研究発表会や懇談会に参加をお願いすることがあります。